



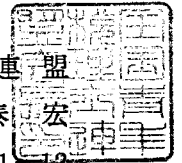
22.9.27

平成 22 年 9 月 27 日

日本税理士会連合会
会長 池田隼啓 殿



全国青年税理士連盟
会長 片山泰宏
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12
代々木リビン 401 号
電話 03-3354-4162



日本公認会計士協会に対する対応要望書

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃は当連盟の活動に深いご理解をいただき、誠にありがとうございます。

去る 9 月 8 日、日本公認会計士協会（以下「協会」とする）から『税理士法改正に関する意見（案）』に対する意見（以下「当該意見」とする）が日本税理士会連合会（以下、「日税連」とする）に提出され、協会HPにおいて公表されています。

この当該意見の内容は、協会が昨年来の意見を改めて主張しているものですが、日税連としてはこれからの税理士法改正に向けて、国民のための税理士制度であるという基本理念に立ち、協会の示す当該意見の内容に惑わされることなく、毅然とした姿勢をもって対応をお願い致したく、ここに要望致します。

以下、当該意見の内容に対する我々の所見を述べます。

1. 相当性について

当該意見の示す税務業務と税理士業務の違いが不明確ではあるが、ひとまず同質ととらえ以下論じる。

税理士と公認会計士とは果たすべき使命も制度設計も全く異なる資格制度である。税理士は納税者の信頼にこたえ、時として課税庁と対峙してでも納税義務の適正な実現を図る必要があるが、公認会計士はそのための制度設計は行われていない。

国際的潮流という点からの意見も述べられているが、ベトナム・中国の様に近年に至って日本をモデルとして税理士制度を取り入れ始めた国もあることが昨今の国際的潮流といえる。

つまり協会は自らの希望的解釈を国際的な趨勢・潮流と述べているに過ぎず、このことから公認会計士の税務業務の担い手としての『相当性』を有しているものとは言えない。

2. 適格性について

公認会計士が税務業務に従事する適格性を有しているというのであれば、税理士試験に合格することは必ずしも困難なことでは無く、税務業務への従事を希望する公認会計士は、税理士試験に合格した後に従事すれば良いのである。協会が作り出した荒唐な「適格性」は税理士資格の自動資格付与制度を堅持、固執することに執着している自己防衛的な主張に過ぎない。

そもそも、税理士制度導入当初の昭和 26 年当時においては、税理士の量的確保の観点から、弁護士と公認会計士が税理士有資格者となっていたに過ぎず、その必要性が徐々になくなった結果、昭和 55 年改正において有資格者は税理士試験合格者が第一順位となり、公認会計士は第四順位になっている。量的確保という当初の目的は終えているのである。

シャープ勧告を引用しての主張も見受けられるが、これも現在の公認会計士資格取得制度を含めた公認会計士制度の中にあっては、昭和 26 年当時の状況を現在に当てはめる事自体が不相当である。

3. 公認会計士の資質の確認と継続的な研修の実施について

公認会計士試験における租税法は監査業務を行う範囲で必要となる税務知識を検証する目的で実施されているに過ぎない。また継続研修においては、租税法の受講は義務では無い。

つまり公認会計士の有する税務に対する対応能力は、監査業務を行う一環としての部分的要素に対応する程度に過ぎず、税理士法における税理士業務の遂行のために求められる対応能力とはその範囲や内容が全く異なることは当然である。当該意見において、税理士試験の合格を求めることの「効果」の明示が無いことを主張しているが、その「効果」は当然にして納税者の安全性確保に他ならない。

また、国民が公認会計士に期待する税務サービスとは、培った専門知識・実務経験に基づく税務サービスと述べているが、その内容は具体的に示されておらず、判然としない。その一方で、当該意見においては、公認会計士は監査証明業務を中核業務とし、税務業務は会計領域と法的領域の接点、また税務会計は会計業務の重要な一部分であると自ら述べていることから、税務に対する大局的な知識を欠き、実務経験を有しているとは言い難いため、資質の確認はされていないものと判断するのが適当である。

4. 必然性について

制度設計というものは仮に弊害が出ていなくても、本来は事故・事件の「危惧」の段階で手当てされるべきものである。資格取得制度を含めた公認会計士制度が変わっていく中で、自動資格付与を維持することは、納税者の安全性の「危惧」が大きくなっているといえる。

既に述べたように、協会の主張する税務業務の担い手としての論拠が自らの希望的解釈

に基づく内容であることから、公認会計士は税務業務の担い手とはなり得ない。

異なる角度からの弊害としては、公認会計士試験の受験生の動向として、税理士になるために公認会計士試験を目指すという実態を明らかにした東京税理士会の執り行ったアンケートが参考になろう。

また税理士会の組織運営上の面からは、税務支援等への従事拒否も公認会計士資格を有する税理士に多いと聞き及んでいる。税理士資格の公共性という意識が欠落していることの証左であろう。

5. 国民のニーズについて

公認会計士及び弁護士がそれぞれの専門分野を生かして多種多様な税務サービスの提供を行うことがあたかも「国民のニーズ」と捉えているようであるが、国民のニーズは納税者の信頼に応えた納税義務の適正な実現である。百歩譲って多種多様なサービスが求められるのだとしても、「税務」である以上その根源はまさにここにあり、そのための有資格者としての検証が公認会計士には不要ということには到底ならない。

そもそも質・量ともに税務サービスにおける国民のニーズ、利便性が税理士試験合格者では賄い切れていないという根拠は見当らない。また利便性とは安全性が確保できた上での要素であり、現状資格取得制度では安全性が確保できているとは言い難い。

まとめにかえて

既にお聞き及びのことかとは存じますが、協会は金融庁の「公認会計士制度に関する懇談会」中間報告に対して「公認会計士業務に税務業務を含める」ことを要望しています。これはパブリックコメントに対する対応ではありますが、日税連としてはこのような協会の動きに注視しつつ、毅然とした対応をとって、今後の税理士法改正に臨んでいただくことを強く要望いたします。